

件名:	消費生活に関する相談受付フォームの新設について
担当課:	地域生活部 生活安全課 消費生活センター(電話:083-934-2926)

従来の電話、窓口相談に加えて、7月1日から山口市公式ウェブサイト、山口市LINE公式アカウントの「くらしの情報」において、利用いただける「消費生活相談受付フォーム」を新設します。

「契約を結んでしまい、問題が発生した」、「おかしい、不安だ」と感じられた時などに、電話相談や窓口での相談に併せて、気軽に御相談いただけます。

1 山口市消費生活センターについて

山口市消費生活センターは、契約や取引に関するトラブル、商品またはサービスの品質や安全性について相談いただける身近な窓口です。

御相談いただいたトラブルに対応するため「消費者契約法」や「特定商取引に関する法律」などの様々な法律に基づいて、クーリングオフ制度の活用をはじめ、情報提供、弁護士相談などの紹介、助言、あっせんなどの支援を行っています。

2 近年の状況について

近年は、悪質な電話勧誘や還付金詐欺に加え、インターネットビジネスなどが台頭し、手口は複雑化し、巻き込まれるトラブルが多様化してきています。

令和3年度の相談受付件数は、1,327件で、前年の1,445件と比較して、減少していますが、インターネットを介した化粧品などの定期購入トラブルや副業、投資に関する詐欺など、解決までに相当の時間を要する複雑な案件が増加しています。

また、民法の改正により、令和4年4月1日より成人年齢が引き下げられたことにより、社会経験の乏しい若者の消費者被害やトラブルの増加が懸念され、トラブルの未然防止が急務になっています。

3 導入効果について

市民、とりわけ若年層の消費生活相談の利便性の向上が図られます。

【資料】

- ① 成人年齢の引き下げに関するパンフレット
- ② 消費生活相談受付フォームイメージ